

広島県告示第七百九十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第三十四条の三の規定によつて、次のとおり収用又は使用の手続の開始を告示する。

平成二十二年九月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 起業者の名称

国土交通大臣

二 事業の種類

高速自動車国道中国横断自動車道尾道松江線新設工事（広島県世羅郡世羅町大字川尻字大柳地内から同町大字別迫字三ツ石地内まで、同県三次市甲奴町小童字荒井田地内から同市甲奴町小童字三王地内まで、同市吉舎町海田原字南田地内から同市吉舎町敷地字右谷地内まで、同市吉舎町敷地字番匠地内から同市三良坂町長田字福丸地内まで及び同市向江田町地内から同市四拾貫町地内まで）及びこれに伴う一級河川、県道、町道及び農業用道路付替工事並びにこれに伴う附帯工事

三 手続を開始する土地

1 収用の手続を開始する土地

広島県三次市甲奴町小童字荒井田、字湯舟、字大年、字茶ノ原、字埴ヶ原及び字三王並びに向江田町、向江田町字高保、字上陣、字中山、字権現及び字鳥居山地内

2 使用の手続を開始する土地

広島県三次市向江田町及び向江田町字高保地内

四 法第三十四条の四の規定による図面の縦覧場所

広島県三次市役所